

与論町告示第 20 号

自治公民館活動支援事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 7 年 3 月 28 日

与論町長 田畑 克夫

自治公民館活動支援事業補助金交付要綱

自治公民館活動支援事業補助金交付要綱（平成30年与論町告示第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地域の活性化に取り組む自治公民館活動を支援するため、自治公民館に対し自治公民館活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、与論町補助金等交付規則（平成 5 年与論町規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第 2 条 補助事業を行う者は、自治公民館長とする。

（補助の対象及び補助金の額）

第 3 条 補助金の交付の対象となる補助事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域課題の解決や新たな価値の創出に資する人財の育成及び地域の活性化に資する事業とし、他に国等の補助金等の交付を受けない事業であり、当該年度に確実に事業を完了するものとする。

2 補助金の額は、補助対象事業に必要な経費（以下「補助対象経費」という。）の 9 割とする。ただし、200,000 円を上限とする。

3 補助金の額は、1,000 円未満の端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 4 条の規定により補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の 6 月末までに、町長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の事業計画書

(2) 補助事業の収支予算書又はこれに代わる書類

(3) 補助事業が工事の施工に係るものであるときは、その実施設計書又はこれに代わる書類

(4) その他、町長が必要と認める書類（見積書等）

（補助金の交付の決定等）

第 5 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、規則第 5 条の規定により補助金の交付を決定した場合は、規則第 6 条の規定により補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第 6 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容等について変更事由が生じたときは、規則第 7 条の規定により補助金変更申請書（別記第 3 号様式）に事業変更計画書その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助事業の内容等の変更の申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めたときは、その承認をするものとする。この場合において、規則第 7 条第 2 項の規定により補助金変更承認通知書（別記第 4 号様式）若しくは補助金の交付決定額の変更を必

要とするときは、併せて補助金の交付の変更の決定をするものとし、補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により当該変更を申請した者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第14条の規定により、事業実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了後10日以内に、町長に提出しなければならない。

- （1） 補助事業の事業実績書
- （2） 補助事業の収支精算書
- （3） 研修等旅費補助の場合、出張研修等報告書（別記第7号様式）
- （4） その他町長が必要と認めるもの（領収書、写真等）

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受け場合においては、規則第15条の規定によりその内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、町長は、同じく規則第15条の規定により補助金検査（確認）調書（別記第9号様式）を作成しなければならない。

（補助金の請求及び交付等）

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第16条の規定により補助金交付請求書（別記第10号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする者は、規則第16条第3項の規定により概算払申請書（別記第11号様式）及び補助金交付申請書に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 町長は、規則第18条各項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し及び補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

与論町長 殿

住所

申請者

氏名

印

年度自治公民館活動支援事業補助金交付申請書

年度自治公民館活動支援事業について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので与論町補助金等交付規則第 4 条及び自治公民館活動支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助事業の名称 年度自治公民館活動支援事業
(事業)

3 関係書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書又はこれに代わる書類

(3)

年度自治公民館活動支援事業計画書（実績書）

()

申請者氏名 自治公民館

館長

事業名	年度自治公民館活動支援事業			
事業量				
総事業費	金	円		
施行箇所等				
施行期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
補助事業の目的及び概要又は内容	1 補助事業の目的			
	2 補助事業の概要又は内容			

収支予算書（精算書）

収入の部

(円)

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較	摘要
補助金				
自己資金				
計				

支出の部

(円)

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較	摘要
計				

与総第 号
年 月 日

殿

与論町長 印

年度自治公民館活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度自治公民館活動支援事業補助金については、与論町補助金等交付規則第5条及び自治公民館活動支援事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額 | 金 | 円 |

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

与論町長 殿

住所
申請者
氏名

印

年度自治公民館活動支援事業補助金変更申請書

年 月 日付け与総第 号で補助金交付決定通知のあった 年度自治公民館活動支援事業を下記のとおり変更したいので、与論町補助金等交付規則第7条及び自治公民館活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添え申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円
(うち前回までの申請額 金 円)

2 計画変更の理由

3 関係書類

(1) 事業変更計画書

(2) 収支変更予算書又はこれに代わる書類

(3)

度自治公民館活動支援事業変更計画書
()

住所
申請者
氏名

区 分		当 初 計 画		変 更 計 画	
事 業 量					
総事業費		円		円	
施行箇所等					
施行期間		自 年 月 日 至 年 月 日 日間		自 年 月 日 至 年 月 日 日間	
補助事業の目的及び概要又は内容	当 初 計 画		変 更 計 画		
	1 補助事業の目的		1 補助事業の目的		
	2 補助事業の概要又は内容		2 補助事業の概要又は内容		

変更収支予算書

収入の部 (円)

区分	当初予算額	変更後予算額	比較	摘要
補助金				
自己資金				
計				

支出の部 (円)

区分	当初予算額	変更後予算額	比較	摘要
計				

第4号様式（第6条関係）

与総第 号
年 月 日

殿

与論町長 印

年度自治公民館活動支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった 年度自治公民館活動支援事業の変更について
は、与論町補助金等交付規則第7条及び自治公民館活動支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規
定により承認します。

与総第 号
年 月 日

殿

与論町長 印

年度自治公民館活動支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度自治公民館活動支援事業の変更については、与論町補助金等交付規則第7条及び自治公民館活動支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額 | 金 | 円 |

第 6 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

与論町長 殿

住所

補助事業者

氏名

印

年度自治公民館活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け与総第 号の補助金交付決定通知に基づき、 年度自治公民館活動支援事業を実施したので、与論町補助金等交付規則第 1 4 条及び自治公民館活動支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書又はこれに代わる書類
- 3

出張研修等報告書

提出者名				印		補助金支出課		補助事業名	
作成年月日				年 月 日					
研修テーマ						主 催			
期日期間			研修時間		旅 費	交通費			
会 場			講師等名			日 当			
主たる対象						宿泊費			
参加目的						計			
研修内容									
今後に活用できる事項									
感 想									

第 8 号様式（第 8 条関係）

与総第 号
年 月 日

殿

与論町長 印

年度自治公民館活動支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度自治公民館活動支援事業補助金については、与論町補助金等交付規則第 15 条及び自治公民館活動支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助事業に要した経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

第9号様式（第8条関係）

補助金等検査（確認）調書

町長	副町長	総企課長	課長	課長補佐	係長	係

補助事業名				
補助事業者名				
実施期間		自 年 月 日 至 年 月 日		
完了年月日		年 月 日		
交付決定額		金 円		
交付済額		金 円		
残額（返納額）		金 円		
区分		計画額（円）	精算額（円）	備考
補助事業に要する経費				
内 訳	補助対象経費			
	補助対象外経費			
検査（確認）年月日		年 月 日		
検査の方法		☐ 書類審査（実績報告書） ☐ 現地調査 ☐ 完成検査（建設土木工事等）		
立会職員				
検査職員の所見				
上記のとおり検査（確認）しましたので、報告いたします。 年 月 日 与論町長 殿 検査職員 職 氏名 印				

注1）交付決定額は、変更があった場合はその最終の決定額を記載すること。

2）残額は交付決定額から交付済額を、返納額は交付済額から交付決定額をそれぞれ差し引いた額を記載すること。

年 月 日

与論町長 殿

補助事業者 住所
氏名 印

年度自治公民館活動支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け与総第 号の補助金交付決定（確定）通知書に基づく，
年度自治公民館活動支援事業補助金を交付して下さるよう与論町補助金等交付規則第 16 条第 1 項及び自治公民館活動支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額 金 円

決 定 交付 額 確 定	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未 請 求 額	円

振込先

金融機関・支店等名

種別・番号

フリガナ

口座名義

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

与論町長 殿

住所
申請者
氏名 印

年度自治公民館活動支援事業補助金概算払申請書

年 月 日付け与総第 号で補助金交付決定のあった 年度自治公民館活動
支援事業補助金を与論町補助金等交付規則第 1 6 条第 3 項及び自治公民館活動支援事業補助金交付要
綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり概算払下さるよう関係書類を添え申請します。

記

1 申請額 金 円

事業費	補助金	概算払受領済額	今回申請額	残 額

2 概算払を必要とする理由